

「ジェネリック医薬品」を活用しましょう!

✓ 「ジェネリック医薬品」とは?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の独占販売期間が終了した後に販売が許可される医薬品のことです。どちらも医師に処方してもらう薬で、国(厚生労働大臣)が承認したものです。



✓ ジェネリック医薬品はどのようにして価格がやすいの?

新薬の開発には莫大な費用がかかるため、開発企業には製造・販売を独占できる特許期間が与えられます。ジェネリック医薬品は、その特許終了後に同じ有効成分で製造・販売されるため、開発コストがかからず、新薬より安く提供できます。

✓ ジェネリック医薬品の安全性は大丈夫?

ジェネリック医薬品の有効成分は、長い間実際に使われてきた先発医薬品と同等の品質が確保されており、効き目や安全性については十分に検証されています。現在、製造販売されているジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると承認されたものです。

✓ なぜジェネリック医薬品が推奨されているの?

高齢化や生活習慣病の増加に伴い医療費が増加しています。医療費は皆さんの窓口負担や国保税などでまかなわれています。ジェネリック医薬品を利用することで、ひとりの負担(薬代にかかる窓口負担)もみんなの負担(国保からの負担)も軽くすることにつながります。

✓ ジェネリック医薬品を希望するときは・・・?

ジェネリック医薬品は市販薬ではなく、処方せんが必要な薬です。自分の服用している薬がジェネリック医薬品に変更可能かどうか、まずはお医者さんや薬剤師さんに相談してみましょう。

薬のもらいすぎに注意しましょう!

✓ 同じ病気で複数の医療機関を受診するのは控えましょう。

✓ 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

✓ 薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。お薬手帳の活用などにより、すでに処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、飲み合わせには注意しましょう。

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください!

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れが無いようご注意ください。

※還付申告の方を含め、申告される全ての方について記載が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。か、熊本東税務署へご相談ください。

熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

①所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

②住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。か、熊本東税務署へご相談ください。

熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

白色申告の方の記帳・帳簿等の保存について

個人の白色申告の方で事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となっています。※所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。か、熊本東税務署にお問い合わせください。

熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

電子証明書の更新手続きはお済みですか

住基カードの電子証明書の有効期限は3年です。有効期限を過ぎた場合には、更新手続きが必要になりますので、電子証明書を取得した市役所等へお問い合わせください。

なお、個人番号カードの導入により、住基カードについては交付が終了し、平成28年1月から個人番号カードの発行が開始されます。

また、個人番号カードの交付には日数がかかる場合がありますので、e-Tax等の行政手続を利用される場合には、早めの申請手続きが必要となります。

詳しくは、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kojinninshou.htm)をご覧ください。

おって、個人番号カードを取得された方については、個人番号カードに電子証明書が標準的に付与されていますので、引き続き、e-Taxの利用ができます。

※電子証明書を更新された方については、e-Taxを使用する前に電子証明書の再登録が必要となります。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)又は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

熊本東税務署(電話096-369-5566)※自動音声案内

【お問い合わせ】

- 税に関すること 山都町役場 税務住民課 課税係 (電話0967-72-1128)
- 電子証明書に関すること 山都町役場 税務住民課 戸籍住民係(電話0967-72-1172)